

平成17年 7月13日策定
平成21年 9月 8日策定
平成24年 3月30日策定
平成27年 3月30日策定
平成30年 3月30日策定
令和 3年 4月 1日策定
令和 6年 3月 1日策定

公益財団法人介護労働安定センターにおける行動計画（第7期）

当センターの全ての職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日（3年間）

2 計画内容

目標1 所定外労働削減のための措置を実施

《対策》

令和6年4月～ 令和5年度の所定外労働時間の現状と把握・分析を行う。
分析に基づき、毎月開催する衛生委員会にて削減に向けた検討を行う。
ノー残業デー（月1日又は週1日）を実施する。
所定外労働時間の削減のため、1ヶ月単位の変形労働時間制を周知する。

目標2 年次有給休暇取得率向上のための措置を実施

《対策》

令和6年4月～ 令和5年度の調査結果から取得率向上の目標値を介護労働安定センター全体で設定する。半年ごとの取得状況を集計し、その結果については、衛生委員会にて検討する。
令和6年4月～ 1人あたりの年次有給休暇の目標値を設定し取得の推進及び指導の徹底を図る。（2年間）